

食品の持ち込み(差し入れ)に関するお願ひ

日頃より当施設の方針にご理解頂き、誠にありがとうございます。
当施設では、厚生労働省の定めるマニュアルに沿って食品、調理器具の衛生管理を行っております。
保健所からの衛生管理の徹底の指導に基づき、当施設として、食品の持ち込み(差し入れ)についてルールの再統一をさせて頂きます。
感染症発生の予防のため、年間を通して下記の点をお守りくださいますようお願い申し上げます。
尚、特別な理由がある方はこの限りではございませんのでご相談下さい。

お持ち込み出来ないもの

- ・**生鮮食品**(生魚※刺身※寿司※二枚貝、生卵、生野菜、**生果物**)
- ・**手作りのもの**(お惣菜、お菓子)
- ・**自宅のタッパー等に移したもの**
(皮をむく等処理された果物、市販のものでも移した場合はお持ち込み出来ません)
- ・餅、団子類、大福、ういろう、ナツツ類(飴・タブレット類)などの窒息リスクのたかいもの
- ・**カットや調理の必要性のあるもの**
(衛生管理上、持ち込み食品を厨房や施設フロアで調理したりカットしたりすることが出来ません)

お持ち込み可能なものの

- ・市販のつくだ煮やお惣菜、市販のふりかけ、缶詰食品
- ・**個包装のお菓子**
- ・飲料類(酒類を除く)
- ・市販のケーキ、ゼリー、プリン等
※ケーキ等の生菓子は、面会時1回で食べきれる量であれば持ち込み可能です。
- ・生果物でも、市販のカットフルーツや、手で皮がむけるバナナやみかん等はお持ち込み可能です。

1. **生果物以外は、必ず賞味期限のわかる形でご持参下さい。**
2. 入居者様のお身体の状態が変化している場合もございます。必ず職員にお声掛け下さい。
3. **基本的に当日中に食べきれる量、または面会時に食べて頂き、余ったものはお持ち帰りください。**当日中に食べきれなかったものや、居室内に開封されて置いて行かれたものについては、賞味期限に関わらず処分をさせて頂きますのでご了承下さい。
4. 食事制限のある方や、飲み込みに支障のある方もいらっしゃいます。他入居者様には差し上げないで下さい。(おそらく遠慮下さい)

施設内には抵抗力の弱い方が大勢入居されています。

健常者の中には、感染症に感染していても症状がなく、知らずにウイルスを排出しているケースもあります。

健康であれば感染しても軽い症状で済む場合もありますが、高齢者は重症化しやすく、回復にも時間がかかります。

何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

その他、ご不明の点がございましたら、相談員までお尋ね下さい。